

保証声明書
2020 年度温室効果ガス排出量報告書
三菱地所株式会社

保証業務の条件

この保証声明書は、三菱地所株式会社に対して作成されたものである。

ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド (LR) は、三菱地所株式会社 (以下、組織という) より、2020 年度 (2020 年 4 月 1 日~2021 年 3 月 31 日¹) の温室効果ガス (GHG) 排出量報告書 (以下、報告書という) の保証業務を委嘱された。

報告書は、直接的な GHG の排出量 (スコープ 1²)、エネルギー起源の間接的な GHG の排出量 (スコープ 2²) 及びその他の間接的な GHG の排出量 (スコープ 3³) に係わるものである。報告書は、GHG 排出量スコープ 1 及びスコープ 2 について、三菱地所グループの世界 34 社を含んでいる。

組織の GHG 排出量報告書は、エネルギー起源 CO₂ および HFCs 以外の GHG の排出量、組織に管理権限が無く把握が困難な賃貸施設からの GHG 排出量を除外している。算定対象から除外されているこれらの GHG 排出量は、組織の総 GHG 排出量に対して相対的に小さいものである。

管理責任

組織は、報告書の作成と開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。LR の責任は、組織との契約に従い、報告書の保証業務を実施することである。

報告書は、最終的に組織に承認され、引き続き組織の責任の下にある。

LR の保証手続

LR の検証は、組織の自社の手順に従って算定され、報告書に明記された GHG 排出量データについて、限定的保証を提供するために、「ISO14064-3:2006 温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に従って実施された。

結論を得るために、保証業務はサンプリング手法を用いて、次の事項を含んで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Zoom を使用したリモート審査により実施された。

- 日本の東京にある三菱地所グループの施設 (熱供給プラントおよび複合ビル) へのサイト審査とレビュー
- 東京本社における GHG 排出量報告書作成に至る全てのプロセスを含む GHG 排出量のデータ、情報及び記録の管理システム文書のレビュー

¹ 海外子会社は 2020 年 1 月 1 日~2020 年 12 月 31 日のデータを使用している。

² スコープ 1 及び 2 排出量の定義は、The Greenhouse Gas Protocol – A Corporate Accounting and Reporting Standard による。

³ スコープ 3 排出量のカテゴリは、Greenhouse Gas Protocol – Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard, Table 5.3 の定義による。

- GHG 排出量データと記録の管理に係わる担当者へのインタビュー
- GHG 管理システムと内部のデータ検証の効果的な実施に対する審査
- 集計された 2020 年度の GHG 排出実績データ及び記録の検証

保証水準と重要性

この保証声明書で表明された検証意見は、限定的保証水準及び検証人の専門的判断に基づいて決定された。

LR の検証意見

上記の保証手続において、下の表 1 に要約された報告書の直接的な GHG の合計排出量、エネルギー起源の間接的な GHG の排出量、その他の間接的な GHG の排出量が重要な点で正しくないことを示す事実はなかった。また、報告書が組織の自社の手順に従って作成されていないことを示す事実は認められなかった。

LR の推奨事項

組織が自ら定めた算定手順を定期的に見直し、継続的な改善に努めることが望まれる。また、GHG 排出量算定報告書の信頼性を確保するため内部のデータチェックを強化されることが望まれる。

日付: 2021 年 6 月 17 日



千葉 宙明

LR 主任検証人

ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド
神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-1 クイーンズタワーA10F
LR reference: YKA00000778_2

表 1. 三菱地所グループの 2020 年度 GHG 排出量報告書の要約

GHG 排出量のスコープ	トン CO ₂
直接的な GHG の排出量 (スコープ 1)	116,913.9
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量 (スコープ 2) マーケット基準	488,695.3
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量 (スコープ 2) ロケーション基準	473,877.1
その他の間接的な GHG の排出量 (スコープ 3)	2,927,858
カテゴリ 1	55,037
カテゴリ 2	1,266,641
カテゴリ 3	117,993
カテゴリ 5	15,129
カテゴリ 6	1,301
カテゴリ 7	2,936
カテゴリ 11	1,420,533
カテゴリ 12	48,289
注: スコープ 2 のロケーション基準とマーケット基準は、GHG プロトコルスコープ 2 ガイダンス 2015 年版の定義による。	

This Assurance Statement is subject to the provisions of this legal section:

This Assurance Statement is only valid when published with the Report to which it refers. It may only be reproduced in its entirety.

Lloyd's Register Group Limited, its affiliates and subsidiaries, including Lloyd's Register Quality Assurance Limited (LRQA), and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this Legal Section as 'Lloyd's Register'. Lloyd's Register assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Due to inherent limitations in any internal control, it is possible that fraud, error, or non-compliance with laws and regulations may occur and not be detected. Further, the verification was not designed to detect all weakness or errors in internal controls so far as they relate to the requirements set out above as the verification has not been performed continuously throughout the period and the verification carried out on the relevant internal controls were on a test basis. Any projection of the evaluation of control to future periods is subject to the risk that the processes may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with them may deteriorate.

The English version of this Assurance Statement is the only valid version. Lloyd's Register assumes no responsibility for versions translated into other languages.

In the case of any conflict between the English and Japanese versions of this legal section, the English version shall prevail.